

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度調達改善計画								平成29年度年度末自己評価結果(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		一者応札の改善	入札資料受領者が少ない場合には、他省庁の類似入札における入札者等を調査し、積極的に事業者へ入札について案内する。	前年度の取組状況を分析した結果、業者に入札参加を促す働きかけが重要と考えられたため。	A	H28		-	A	H28	過去に一者応札案件となった同種の調達については、積極的に事業者へ入札案内を行った。	A	-	入札案内を行うことにより、入札公告の情報を応札候補者へ伝達できたとともに、入札説明書の受領につながった。	29年 下半期	入札案内を行っても、競争参加資格の更新手続き未完了、応札条件の証明不備等の理由により、複数社応札が実現しなかった事実もあり、より多くの応札候補者への入札案内が有効と考える。	引続き入札資料受領者が少ない場合には、積極的に入札案内を行う。 また、工事については、工種によって応札参加者が少ない傾向があるため、参加資格の等級設定見直しを検討する。
			公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。			H25	入札参加者を増やすために、適切な情報発信・十分な見積期間の確保・積極的な事業者への案内を行う。	H25		公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。	-		-	個別の事案に応じて見積作成に必要な時間の確保及び情報提供を検討する。			
			宮内庁の発注予定情報をホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行う。							-	-		宮内庁の発注予定情報をホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行う。	-			
○		一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	前年度一者応札であった案件については、その要因分析及び改善策を事前審査時の決裁書類に添付する。(京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)	/	A	H29	前年度一者応札であった案件について、可能な限り複数者による応札となるよう努める。	-	A	H29	契約履行に必要と考える品質確保のための実績条件について、条件の見直しを行った。(庭園工事関係2件)	A	複数者(2者)による応札を実現した。	29年 5月	実績を有する事業者の応札金額と新規事業者の応札金額が競り合う状況になかった。このことから実績を有する事業者の実績に基づく効率化された応札金額の優位性が明らかになった。	潜在的な競争者の存在は、実績を有する事業者の入札価額を抑制する効果を有すると考えられることから、引続き実績条件等の見直しを行う。	
			一者応札及び入札不調となった案件について、入札資料を受領したものの応札しなかった業者へのアンケートを実施し、そこで得られた意見を仕様書等の見直しに活用する。さらに、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図る。(京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)			H24	アンケートで得られた意見について、仕様書等の見直しにつなげるための検討を行う。	-		H24	一者応札の事後審査の実施として、宮内庁契約監視委員会の審議において一者応札となった契約案件の審査を実施した。		-		-	29年 12月	文化的価値を有する建物の修理は、工事という固定観念にとらわれず競争参加資格の要件設定を検討すべきとの意見があった。
○		地方支分部局等における取組の推進	関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間において、価格低減の観点から、一括調達をより推進する。	/	B		前年度調達していない消耗品等のうち新たに調達するものについては、価格低減の観点から、一括調達品目に加えることを検討する。		B	H29	新たな調達品目を拡充するための方策として、他省庁が実施する共同調達について情報収集を行った。	B	-	共同調達に関する情報を収集することで、導入効果を試算することができた。	29年 9月	共同調達によるPPC用紙の調達単価が京都事務所の調達単価より割高な内容であった。燃料については、小規模官署が広範囲に点在し、地域によって燃料の供給店舗が限られ、その利用量も少量といった条件から、共同調達や一括調達になじまない。	引続き価格低減の効果を見極めながら共同調達、一括調達による調達品目の拡充に努める。
○		電力調達、ガス調達の改善	【電力調達】 少額随意契約を除き、一般競争により調達を行っていることから、該当がない。 【ガス調達】 一般競争により調達を行っているもの及び少額随意契約を除き、平成29年4月からのガス小売り全面自由化を踏まえ、引き続き安定したガス供給を受けることができることを前提に、競争性が高まる調達を検討する。(京都事務所においても本庁と併せて取組を実施)	/	B	H29	安定したガス供給を受けることを考慮した上で、ガス小売り全面自由化を踏まえた検討を行う。	30年1月まで	B	H29	(随意契約から競争性のある契約へ移行) 赤坂御用地内で使用するガスを一般競争による調達を実施した。その他施設で使用するガスを見積合せによる調達を実施した。	B	-	競争前後の単価を年間の使用予定ガス量に乗じて得た金額を比較により次の削減効果が得られた。 赤坂御用地は約70万円 その他施設では約10万円	29年 11月・ 30年 3月	一需要場所ごとに契約を締結する必要があり、将来的に複数の需要場所をまとめた調達を実現するための契約方法の検討が必要と考える。	複数の需要場所をまとめるなど、スケールメリットが得られる調達内容を検討する。

その他の取組

平成29年度調達改善計画		平成29年度年度末自己評価結果(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
価格低減の観点から共同調達を行う。	継続	○	コピー用紙調達について、利用頻度の多いA4判で平成28年度と比較して5%安価な単価で契約することができた。	—
競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理している案件について、より競争性の高い契約方式に移行できた事例があった場合は、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図る。	継続	—	—	—
競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。	継続	—	—	—
新たに随意契約によろうとする場合は、宮内庁随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。	継続	—	—	—
随意契約に係る情報を引き続き公表する。	継続	—	—	—
クレジットカード決済 ・外国御訪問等に係る経費の精算 ・ETCカードでの高速料金の支払い	継続	○	外国御訪問等に係る経費の精算をクレジットカードを利用することにより、外国貨幣換算率が支出官レートより4%～17%程度安価になった。 ETCマイレージサービスのポイントを還元額(無料通行分30000円程度)に交換し、高速料金の支払いに充当した。	ETCカードでの高速料金の支払いにより、自動車運転業務の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【大森政輔・宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取日【平成30年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容, 取組の効果, 課題等, 今後の計画に反映する際のポイントについて	(第21回契約監視委員会審査内容から引用) 一者応札の改善については, 調達対象の特徴や品質確保に必要な競争参加者の設定など, 固定観念にとらわれない取組が必要。 また, 応札者を増やすための取組推進が必要。	一者応札の改善のため, 調達対象の目的や品質確保を前提に, 仕様要件及び競争参加資格の設定について調査検討を進める。 また, 業界団体や他省庁の契約履行実績から契約履行能力のある事業者の情報を収集し, 応札者の増加に取組む。